

農地の集積・集約化は**農地中間管理機構**を活用しましょう！

機構集積協力金の概要

～農地中間管理機構を活用した地域の皆さんに協力金・奨励金を交付します～
協力金交付には、地域計画の話合いの場を設けている事が前提です。

1 地域集積協力金

集積: 担い手の農地の規模を拡大する

地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸し付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積を図る場合に交付します！

2 集約化奨励金

集約: 担い手に分散した農地をまとめる

農地中間管理機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に交付します！

※今年度から新たに担い手が位置付けられていない土地の集約によって交付される集約化奨励金（受け皿準備タイプ）が始まります！

～お問い合わせ・御相談先～

各市町村農政担当課または農業委員会
村山総合支庁農村計画課 最上総合支庁農村計画課
置賜総合支庁農村計画課 庄内総合支庁農村計画課

1 地域集積協力金

担い手の農地の規模拡大

地域の話合いにより、機構に貸し付け、又は機構を通じた農作業委託により担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付します。

【交付単価】

	機構の活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
区分1	40%超50%以下		1.3万円/10a (0.65万円/10a)
区分2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

○昨年度までと異なり中山間地域での区分1がなくなり、赤字の部分の交付単価が変更になりました。

○機構活用率はこれまでの「累積」

○過去に交付を受けた地域は、前回交付を受けた区分よりも高い区分の機構活用率で申請が必要。

【交付要件】

(1) 次の①②のいずれか一方を満たすこと

① 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積が10[㎡]以上増加すること

(2) 交付単価区分1～3の地域にあつては、機構への貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること

◇機構活用率

$$\frac{\text{機構の活用率（累積）}}{\text{（R7.2末時点）}} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構を通じた農作業委託面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

◇交付対象面積

$$\text{（交付対象面積）（貸付）} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積} \quad \text{（R6.3～R7.2）}$$

$$\text{（交付対象面積）（委託）} = \text{機構を通じた農作業委託面積} \quad \text{（委託期間：基幹3作業以上を10年以上）}$$

【取組のイメージ】

<中山間地での活用事例> 非担い手農地を機構を活用し担い手へ集積

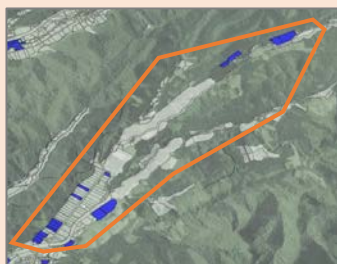
■ 対象期間内の機構への新規貸付面積：2.22ha これまでの貸付面積 8.05ha 地域の農地面積52.87ha

$$\text{■ 機構活用率} = \frac{\text{機構への貸付総面積}10.27\text{ha} + \text{機構の農作業委託総面積}0\text{ha}}{\text{地域の農地面積}52.87\text{ha}} = 10.27 / 52.87$$

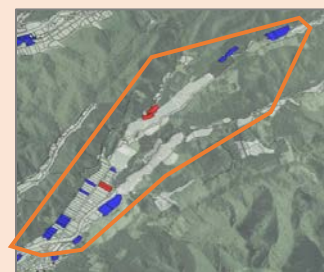
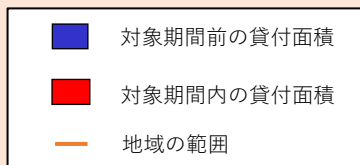
機構活用率≒ 19.4% ⇒ 交付単価区分2に該当

■ 上記のうち新たに担い手へ貸付される面積を1.5ha とすると 1.5ha / 2.22ha=67.6% ≧ 10% 交付要件達成

■ 地域集積協力金 2.22ha x 1.6万円/10a = 35.52万円



機構活用前（R6.2末時点）



機構活用後（R7.2末時点）

2-1 集約化奨励金（一般タイプ）

分散した農地を担い手に集めてまとめる

地域の話合いにより、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託による農地集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。

【交付単価】

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価（農作業受託）
区分1	10ポイント以上の増加	/	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上の増加		既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加

翌々年度までの転貸又は農作業受託面積（計画含む）を対象としているため、複数年度で計画を進められる！

【交付要件】

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10若しくは20ポイント以上増加
- ② 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、耕作者の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

◇交付対象面積

交付対象面積（転貸） = 対象期間内の転貸面積のうち、新たに団地化した面積
(R6.3～R9.2（見込み含む）)

交付対象面積（受託） = 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

【取組のイメージ（交付要件②の例）】

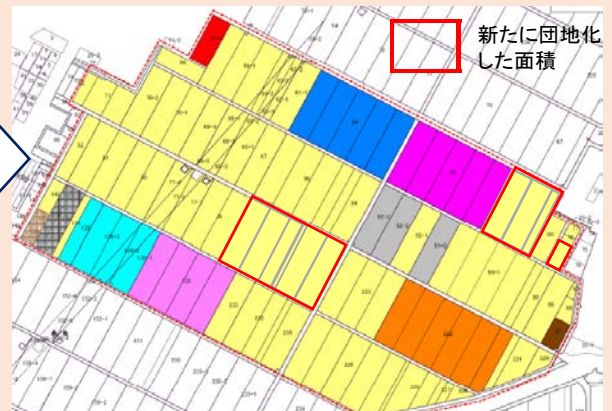
これまでに地域集積協力金（集積タイプ）を活用し、法人Aに集積を進めてきた地域。地域の話合いを契機に農地中間管理機構を活用していない農地については、法人Aへ集積・集約化し、大規模団地の造成を図る。

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合：69.2% (1ha以上の団地面積/地域の農地面積 = 18ha/26ha)
- 耕作者の団地数：17団地から11団地に減少（独立した1筆のほ場を含む）
- 1団地あたりの平均面積：1.53haから2.36haと1.54倍増加 ⇒ 交付要件②1.5倍以上増加を達成
(26÷17)から(26÷11) (2.36÷1.53) = 1.54



同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が69.2%（30%以上の地域）

機構活用前（R6.2末時点）



1団地あたりの平均面積が1.53haから2.36haと1.54倍増加（1.5倍以上増加達成）

機構活用後（R9.2末見込）

2-2 集約化奨励金（受け皿準備タイプ）

一般タイプと一体となり、受け手が位置付けられていない農地を集約化し農地を引き受けやすくすることで奨励金を受けることができます。

【交付単価】

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価（農作業受託）
区分1	10ポイント以上の増加	/	0.5万円/10a
区分2	20ポイント以上の増加		既に30%以上の地域（一団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加）

基本的には一般タイプと同じ要件で交付単価を計算します。受け手が位置付けられていない土地の単価は、一般タイプの一一般地域における単価の半額になります。

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10若しくは20ポイント以上増加
- ② 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、耕作者の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

◇交付対象面積

交付対象面積（転貸） = 対象期間内の転貸面積のうち、新たに団地化した面積
(R6.3～R10.2（見込み含む）)

交付対象面積（受託） = 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

交付対象面積の考え方は一般タイプと同様となります。

しかし、目標地図において農業を担うものが位置付けられていない農地による団地化の場合には、1団地当たりの交付対象面積の上限は一般地域で4.0ha、中山間地域で2.0haとなります。

【取組のイメージ（交付要件②の例）】

【取り組み前（一般地域）】

- ・地域の農地面積9ha（1区間0.3ha）

団地1	団地1	団地1
	団地1	今後検討
今後検討		今後検討
今後検討		
		今後検討
今後検討		
	今後検討	今後検討



【取組後（一般地域）】

- ・地域の農地面積9ha（1区間0.3ha）

団地1	団地1	団地1
	団地1	団地1
団地2		
団地2		今後検討B
団地2	団地2	今後検討B
今後検討A	団地2	今後検討B
今後検討A		今後検討B
今後検討A		
今後検討A	団地3	団地3
団地3	団地3	団地3

○ 交付要件の確認

【取り組み前（一般地域）】

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合
 $1.2\text{ha}/9\text{ha}=\mathbf{13.3\%}$

目標地図において農業を担うものが位置付けられていない農地の1ha以上の団地の割合
 $0.0\text{ha}/9\text{ha}=\mathbf{0.0\%}$
⇒ **計13.3%**

【取組後（一般地域）】

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合
 $4.8\text{ha}/9\text{ha}=\mathbf{53.3\%}$

目標地図において農業を担うものが位置付けられていない農地の1ha以上の団地の割合
 $2.4\text{ha}/9\text{ha}=\mathbf{26.7\%}$
⇒ **計80.0%**

$80.0\% - 13.3\% = 66.7\text{ポイント増加} \Rightarrow 20\text{ポイント以上の増加}$

○ 交付額

【同一の耕作者の1ha以上の団地面積】

- ・新たに団地化した面積・・・ $4.8\text{ha} - 1.2\text{ha} = 3.6\text{ha}$
- ・交付額・・・ $3.6\text{ha} \times 3.0\text{万円}/10\text{a} = 108\text{万円}$

目標地図において農業を担うものが位置付けられていない農地の1ha以上の団地面積

- ・各団地の面積・・・今後検討A：1.2ha、今後検討B：1.2ha ⇒ 上限面積4.0ha以下
- ・新たに団地化した面積・・・ $2.4\text{ha} - 0.0\text{ha} = 2.4\text{ha}$
- ・交付額・・・ $2.4\text{ha} \times 1.5\text{万円}/10\text{a} = 36\text{万円}$

⇒ 交付額・・・ $108\text{万円} + 36\text{万円} = 144\text{万円}$

【地域設定に当たっての留意点】

- 地域集積協力金及び集約化奨励金の対象地域は、「地域計画」に含まれるエリアです。
(農業集落・大字・学区等で、地域計画の作成・実行のための話し合いを進めている地域が対象です。)
- 区域の外縁が明確であり、農地面積が農地台帳により明確である必要があります。
(注) 中山間地域などで飛び地がある場合も同一の地域として設定できます。